

平成 27 年 8 月 13 日

有機農産物の認定生産行程管理者 様

(公財) 自然農法国際研究開発センター
認定事務局長 森 邦義

ゴールド興産(株)が生産した資材を使用したほ場の措置について

平素は、当センターの活動と有機食品の検査認証制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、ゴールド興産(株)の生産した有機 JAS 不適合資材等の使用に関する措置について、農林水産省より別紙のような通知がありましたのでお知らせします。

農林水産省からの通知

1. ゴールド興産株式会社が生産した有機 JAS 不適合資材の使用が確認された場合の処置について (資料 1)
2. 有機農産物 JAS 規格において使用可能な資材の適合評価について (資料 2)
3. ゴールド興産株式会社が生産した有機 JAS 規格不適合資材の使用が確認された場合の処置に関する Q&A 及び別紙 (資料 3)
4. 有機農産物の JAS 規格における「ほ場における肥培管理」の規定について (資料 4) <JAS 規格における肥培管理の原則の再確認してください>

なお、資料 3 の問 5 に示されているように、「バッチリ米キング」及び「核アミノ 10」以外のゴールド興産(株)が生産した有機資材について改めて資材の適合評価を進めています。再評価の結果、適合と判断することができない資材は、資料 1 と同様の処置を取ることになりますので、ご承知おきください。

※ゴールド興産の資材を使用していた生産者は、資料 3 の問 5 を十分ご確認ください

また、今後の資材評価については、資料 2 の指導に基づき行うことといたします。これまで以上に慎重な適合評価・審査を行ってまいりますので、新しい資材の導入・選択にあたっては必要書類の入手と各自で十分に内容を確認し、使用前 1 カ月程度の余裕を持って事務局への照会するようにしてください。

以 上

本 件 担 当
認定事務局 大橋、吉田、谷木

27消安第2522号
平成27年7月24日

有機JAS登録認定機関 代表者 殿

農林水産省 消費・安全局表示・規格課長

ゴールド興産株式会社が生産した有機JAS不適合資材の使用が確認された場合の処置について

日頃より有機JAS制度の適正な運営に御協力いただきありがとうございます。
ゴールド興産（株）が生産した有機JAS不適合資材「バッチリ米キング」及び「核アミノ10」（以下「当該肥料」という。）を使用した認定ほ場及び農産物について、認定事業者に瑕疵がないこと、当該肥料を使用したほ場は、慣行ほ場と比べてある程度有機性が担保されていると考えられること等の事情を総合的に勘案し、下記のとおりのお取り扱いとしますので、適切にご対応頂きますようお願いいたします。

記

1. 当該肥料を育苗に使用した場合

当該肥料を育苗に使用した場合については、有機農産物のJAS規格第4条「ほ場に使用する種子又は苗等」の項の3に該当すると判断します。

【ほ場】 認定継続

【当該肥料を育苗に使用した農産物】 格付可能

2. 当該肥料をほ場に使用した場合

当該肥料をほ場に使用した場合については、次の措置を講じます。

【ほ場】 認定継続

【当該ほ場で生産した農産物】 不適合資材の最終使用日から1年間は格付不可、それ以降に収穫したものについては有機農産物として格付可能

事務連絡
平成27年7月2日

有機 J A S 登録認定機関 代表者 殿

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 有機食品制度班

有機農産物 J A S 規格において使用可能な資材の適合性評価について
(注意喚起)

日頃より有機 J A S 制度の適正な運営に御協力いただきありがとうございます。

今般のゴールド興産株式会社の事案に関し、有機農産物の J A S 規格で使用が認められていない原材料を使用して生産した肥料（商品名「バッチリ米キング」）に「有機 J A S 適合資材」と表示されていました。

については、貴機関が肥料や土壌改良資材等の資材について、有機農産物の J A S 規格で使用可能かどうか判断する際には、「有機農産物の J A S 規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書」の記載を踏まえるとともに、特に下記の事項に御留意願います。

記

- 1 資材メーカーから原材料の配合や製造工程等の資料を取り寄せるとともに、必要に応じ、製造工場の現地調査を行うこと等により、上記判断基準及び手順書に合致していることを十分確認すること。
- 2 堆肥について、有効成分（N、P、K）の値が通常より高いと思われる場合や資材メーカーの提出書類に疑問がある場合には、書類審査だけでなく現地調査を実施するなど、確認を十分に行い、安易に判断しないこと。

ゴールド興産株式会社が生産した有機 JAS 規格不適合資材の使用が確認された場合の処置に関する Q&A

平成27年8月4日

表示・規格課 有機食品制度班

(問1) 認定事業者がゴールド興産(株)が生産した「バッチリ米キング」及び「核アミノ10」(以下「当該肥料」という。)をほ場に使用した場合、最終使用日から1年間は格付を行うことができませんが、その間も年次調査を行うことは必要ですか。

(答)

ほ場の認定は継続となっていることから、年次調査は必要です。

(問2) 認定事業者が当該肥料をほ場に使用した場合、最終使用日から1年間は格付を行うことはできませんが、これについて、JAS 法施行規則第46条第1項第4号のロに基づく公表及び第47条第2項に基づく報告を行う必要がありますか。

(答)

この措置は、平成27年7月24日付け27消安第2522号の通知に基づくものであり、JAS 法施行規則第46条第1項第3号のニに定める格付停止請求とは異なることから、JAS 法施行規則第46条第1項第4号の公表及び第47条第2項に係る報告は必要ありません。

(問3) 有機農産物及び有機加工食品の JAS 規格の Q&A 問8-1では、禁止資材の使用を中止した時点において栽培されている作物がある場合には、その作物が収穫された(あるいは刈り取られた)時点を有機的な管理の開始点と見なしていますが、当該肥料の使用を中止した時

点において栽培されている作物がある場合、有機的な管理を開始したと見なされる時点はどの時点ですか。

(答)

本件においては、当該肥料の使用を中止した時点において栽培されている作物がある場合であっても、当該肥料の使用を中止した時点をもって有機的な管理を開始したとみなします。

(問4) 新規申請するほ場について

- 1 新規申請するほ場に当該肥料を使用していた場合、この措置に基づき、当該肥料の最終使用日から1年経過すれば、このほ場を有機ほ場として認定することはできますか。
- 2 新規申請するほ場に、当該肥料を育苗に使用した苗を定植していた場合、JAS規格に適合すると判断し、認定することはできますか。

(答)

- 1 当該措置は認定ほ場に関する措置であるため、新規申請のほ場については、当該肥料の最終使用日から1年後を有機ほ場として認定することはできず、JAS規格どおり運用することが必要です。
- 2 当該肥料を育苗に使用した苗を定植したほ場については、登録認定機関が個々の事例について有機農産物のJAS規格第4条「ほ場に使用する種子又は苗等」の項の3に該当する状況であることを確認すれば、新規申請の場合であっても、認定することができます。

(問5) ゴールド興産(株)が生産する「バッチリ米キング」及び「核アミノ10」以外の肥料(以下「疑義資材」という。)を認定事業者が使用していた場合、どのように対応すべきですか。

(答)

- 1 認定事業者は、JAS規格に適合していることを確認できた資材のみ使用することができ、適合性が確認できないものは、たとえ不適合であることが明

らかとなっていない場合であっても、使用することはできません。

- 2 疑義資材については、現在、宮城県が肥料取締法に基づく特殊肥料に該当するかどうかを確認中であるものの、同社が別紙のとおりこれらの肥料に化学合成された尿素等の使用を公表していたことを踏まえると、これらの肥料が有機 JAS 規格に適合しているとは断定できません。このため、改めて評価を行った上で適合と確認できない限り、有機農産物の生産に使用することはできません。

また、別紙以外の肥料についても、これまでゴールド興産(株)が適切な根拠書類を提出していなかった事実を考慮すると、改めて適合性の評価を行い、JAS 規格に適合することを確認する必要があると考えます。

- 3 認定事業者が疑義資材をほ場に使用しており、これらの資材について再度評価しても JAS 規格への適合性が確認できない場合は、平成 27 年 7 月 24 日付け 27 消安第 2522 号に記載したとおりの措置を行うことが適切と考えます。

なお、疑義資材について、認定事業者及び登録認定機関が現時点で何の措置も講じず、将来、使用禁止資材が使用されたことが判明した場合には、認定事業者等に瑕疵がないとは言い切れないことから平成 27 年 7 月 24 日付け 27 消安第 2522 号の措置をとることはできない可能性が強く、有機 JAS 規格どおりの措置（ほ場の認定は取り消し）を行うことが必要になります。

【お問い合わせ先】

農林水産省 消費・安全局

表示・規格課 有機食品制度班

担当：長谷 酒瀬川

TEL：03-6744-7139

この度農林水産省より指摘された『核アミノ10』『バッチリ米キング』に対する尿素及びリン酸アンモニウムのたい肥区分使用と普通肥料原材料使用調査報告書

自動車のリコールで言えば東北工場で生産された車輛問題クレームであり、宮城工場での生産ではなく、発表された生産によるクレームとリコールではありませんことの詳細です

工場名	東北工場	宮城工場																																										
住所	宮城県遠田郡美里町中塚十二神10-1	宮城県遠田郡美里町関根字船窪13-1																																										
生産システム	ペレット（細長い）	ブリケット（丸い） 造粒機																																										
特徴	30～50気圧高圧押し出し	低圧による造粒																																										
馬力	190KW 250馬力	22kw 30馬力																																										
生産商品名	<table border="0"> <tr><td>1</td><td>核アミノ8・ペレット</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>2</td><td>核アミノ10・ペレット</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>3</td><td>核アミノステップ・ペレット</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>4</td><td>BIGアミノ10・ペレット</td><td>15kg・5kg</td></tr> <tr><td>5</td><td>核酸・アミノ酸発酵肥料・ペレット</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>6</td><td>核酸・アミノ酸発酵肥料速効タイプ・ペレット</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>7</td><td>バッチリa・ペレット</td><td>20kg</td></tr> </table>	1	核アミノ8・ペレット	20kg	2	核アミノ10・ペレット	20kg	3	核アミノステップ・ペレット	20kg	4	BIGアミノ10・ペレット	15kg・5kg	5	核酸・アミノ酸発酵肥料・ペレット	20kg	6	核酸・アミノ酸発酵肥料速効タイプ・ペレット	20kg	7	バッチリa・ペレット	20kg	<table border="0"> <tr><td>1</td><td>バッチリa・エコスa55</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>2</td><td>核アミノ8・エコスa55</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>3</td><td>核アミノ10・エコスa55</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>4</td><td>核アミノステップ・エコスa55</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>5</td><td>バッチリ米キング・エコスa55</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>6</td><td>核酸・アミノ酸発酵肥料・エコスa55</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>7</td><td>核酸・アミノ酸発酵肥料速効タイプ・エコスa55</td><td>20kg</td></tr> </table>	1	バッチリa・エコスa55	20kg	2	核アミノ8・エコスa55	20kg	3	核アミノ10・エコスa55	20kg	4	核アミノステップ・エコスa55	20kg	5	バッチリ米キング・エコスa55	20kg	6	核酸・アミノ酸発酵肥料・エコスa55	20kg	7	核酸・アミノ酸発酵肥料速効タイプ・エコスa55	20kg
1	核アミノ8・ペレット	20kg																																										
2	核アミノ10・ペレット	20kg																																										
3	核アミノステップ・ペレット	20kg																																										
4	BIGアミノ10・ペレット	15kg・5kg																																										
5	核酸・アミノ酸発酵肥料・ペレット	20kg																																										
6	核酸・アミノ酸発酵肥料速効タイプ・ペレット	20kg																																										
7	バッチリa・ペレット	20kg																																										
1	バッチリa・エコスa55	20kg																																										
2	核アミノ8・エコスa55	20kg																																										
3	核アミノ10・エコスa55	20kg																																										
4	核アミノステップ・エコスa55	20kg																																										
5	バッチリ米キング・エコスa55	20kg																																										
6	核酸・アミノ酸発酵肥料・エコスa55	20kg																																										
7	核酸・アミノ酸発酵肥料速効タイプ・エコスa55	20kg																																										
反芻動物の消火剤 原料・防水加工	てい角・蹄 微粉碎防水加工成分で購入していた。 しかし、リン酸アンモニウムと知らずに使用・購入していた 当社の防水加工の特許による肥効コントロール	× 一切使用していない 消火剤使用の場合、キルーン、筒の中にLPガスバーナー 高温で一時間熱風で乾燥と殺菌対策で行うが 消火剤の高温による膨張で造粒は粉末となるので使用不可能の素材																																										
発酵促進尿素使用は 余分に使用とされ 有機態窒素に変換	尿素の絶体的特徴 速効性の肥効 30日前後で肥効切れる。しかしゴールド興産での使用は肥効を90～180日の肥効 有機態窒素の変換。 有機態窒素の変換は、バランス肥効の成果を開発。過去23年間の使用実績 尿素の有機態窒素への変換																																											
BSタケミ菌は 1個が24時間で 6兆個に増殖 国際特許を取得している 食べられる安全な菌	BSタケミ菌&Zゴールドの還元技術による成果 代謝成分は、核酸関連物質、アミノ酸、キチン・キトサン、ビタミン、ホルモン、有機酸、酵素、補酵素低分子ミネラルであり、 これらの成分を窒素同化作用成分として定義されています。太陽の光と熱エネルギーの作用の炭酸同化作用による根圏微生物の代謝成分と 全く同質な成分となって、昼夜植物が生長する仕組みの成分となっております。 さらにタケミ菌は地球の温暖化ガスの発生の阻止と、連作障害の原因となる毒素系微生物の増殖を阻止するなど改善のスピードが速い																																											

平成27年6月19日

ゴールド興産株式会社

代表取締役 青沼 武三

有機農産物のJAS規格における「ほ場における肥培管理」の規定について

原則

- 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用
- 当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用により土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。



上記方法で土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図れないとき

- 別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用可能。
- 当該ほ場若しくはその周辺以外から生物を導入可能。